

第1回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

議 事 録

日 時：平成19年7月27日（金曜日）

午後3時から午後5時まで

場 所：宮城県庁行政庁舎4階特別会議室

1 委嘱状交付

司会 本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

評価委員会の開催に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶の交付を行います。伊藤副知事が皆様のお席にお伺いいたしますので、その場でお受け取り願います。よろしくお願いいたします。

伊藤副知事 佐藤正隆殿。村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会委員を委嘱します。

平成19年7月27日 宮城県知事村井嘉浩

よろしくお願いいたします。

風間基樹殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

岡田誠之殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

井上千弘殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

稲森悠平殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

細見正明殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

藤巻宏和殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

田村俊和殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

須藤隆一殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

澤野一弘殿。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

2 開会

司会 これより第1回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

3 あいさつ

司会 伊藤副知事よりごあいさつを申し上げます。

伊藤副知事 どうもこんにちは。

副知事の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、皆様におかれましては、評価委員会の委員をただいま快く承諾いただきました。まことにありがとうございます。心より感謝申し上げます。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の支障除去対策につきましては、本年3月に産廃特措法に基づき環境大臣から支障除去対策実施計画の同意を得たことで、地元である村田町と連携を図りながら、鋭意実施設計を進めているところでございます。

今回の評価委員会につきましては、地元村田町との協定書に基づき、支障除去対策事業の評価及び浸出水拡散防止対策の実施に関する検討を行うため、条例により設置された委員会でモニタリング計画や結果の評価が主たる事務となっております。

本日の会議では、支障除去対策工事期間中のモニタリング計画について諮問させていただいております。後ほど担当の方から詳細な説明がありますけれども、各委員の専門的見地から忌憚のないご意見をいただき、地元住民の皆様の安心を確保したいと考えておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

支障除去対策の工法につきましては、地元村田町の同意を得て実施することとしております。また、処分場周辺の方々は、一日も早い工事の着手を望んでおります。地元の期待にこたえるためにもしっかりとした対策を行い、住民の皆様の安心を確保してゆかねばなりません。そのため委員の皆様には、専門的見地から県が行う対策についてモニタリング結果の評価という形でチェックをしていきたいと考えております。皆様方の専門的見地とこれまでの経験をぜひ今回の対策に生かさせるようご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではありますが私からのあいさつとさせていただきます。

4 委員紹介

司会 ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。名簿の順にご紹介させていただきます。

初めに、福島大学教授の稲森悠平委員でございます。

稲森委員 よろしく申し上げます。

司会 東北大学大学院教授の井上千弘委員でございます。

井上委員 井上です。よろしく申し上げます。

司会 東北文化学園大学大学院教授の岡田誠之委員でございます。

岡田委員 岡田です。よろしく申し上げます。

司会 東北大学大学院教授の風間基樹委員でございます。

風間委員 風間です。よろしく申し上げます。

司会 村田町の住民代表でございます佐藤正隆委員でございます。

佐藤委員 佐藤でございます。よろしく申し上げます。

司会 村田町町民生活課長の澤野一弘委員でございます。

澤野委員 澤野でございます。よろしくお願いいたします。

司会 宮城県環境審議会会長でございます、埼玉県環境科学国際センター総長でございます須藤隆一委員でございます。

須藤委員 須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 立正大学教授の田村俊和委員でございます。

田村委員 田村でございます。よろしくお願いいたします。

司会 東北大学大学院教授の藤巻宏和委員でございます。

藤巻委員 藤巻です。よろしくお願いいたします。

司会 東京農工大学教授の細見正明委員でございます。

細見委員 細見でございます。どうぞよろしく。

5 県側出席職員紹介

司会 引き続きまして、県側の出席者をご紹介します。

先ほどごあいさつを申し上げました伊藤克彦副知事でございます。

伊藤副知事 よろしく申し上げます。

司会 三部佳英環境生活部長でございます。

三部環境生活部長 よろしく申し上げます。

司会 安齋文雄環境生活部次長でございます。

安齋環境生活部次長 よろしく申し上げます。

司会 加茂雅弘竹の内産廃処分場対策室長でございます。

加茂竹の内産廃処分場対策室長 よろしく申し上げます。

6 議 事

司会 ここで議事に入らせていただくわけでございます。

これから会議の公開・非公開、傍聴要領などの手続きがございます。恐れ入りますが、マスク関係の方は、ここでご退席をお願いいたします。

初めに、ご報告でございます。

本委員会は10名の委員により構成されておりますが、本日、10名の委員の皆様にご出席をいただいております。評価委員会条例第4条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出

席でございます。本日の委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

(1) 委員長及び副委員長選出

司会 次に、議事の1といたしまして委員長、副委員長の選出を行いたいと思いますが、それまでの間、その進行につきまして三部部長を仮議長とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

司会 ありがとうございます。それでは三部部長には仮議長といたしまして議長席に移動していただき、進行の方をお願いいたします。

なお、伊藤副知事には、この後、会議が控えております。ここで中座させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

三部仮議長 それでは、暫時よろしくお願い申し上げます。

議事ですが、委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。

評価委員会条例第3条第1項の規定では、委員の皆様方の互選により委員長、副委員長を定めることとなっております。

委員の皆様、いかがいたしましょうか。ご意見、ご提案等お願いしたいと思います。井上委員。

井上委員 委員長といたしまして須藤隆一先生、それから副委員長といたしまして細見正明先生をお願いしたいかなと思います。

三部仮議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 以前の総合対策委員会で、委員長は廃対の人選というか、そういうふうになりましたけれども、副委員長はいない人が指名されてしまって、後々まで尾を引いてしまったということでございます。きょうは、おいでになっていない方はおられないと思うんですけども、私は副委員長として藤巻先生をお願いできれば一番いいなと思っております。被害者側の代表として藤巻先生をお願いできればというふうに思います。

三部仮議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、委員長には須藤委員、副委員長にはただいまの藤巻委員と細見委員というお二方ありますが、まず、委員長についての決定を行いたいと思います。

委員長につきましては須藤委員ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

三部仮議長 ありがとうございます。

では、委員長につきましては須藤委員にお願いしたいと思います。

副委員長につきましてはお二方でございます。挙手でもって決めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

三部仮議長 それでは、そのようにさせていただきます。

まず、細見委員を副委員長と思われる方、挙手お願いしたいと思います。

(挙手)

三部仮議長 6人ですね。

藤巻委員を副委員長という方。

(挙手)

三部仮議長 3人、はい。

佐藤委員 すみません。いいですか。

三部仮議長 はい。

佐藤委員 ここが一番大切なところだと思っております。今までかつての竹の内対策の会議が行われてきました。委員会が行われてきた。みんな廃対の方の言い分で通ってしまっているということですね。今回の話題になるPRBだってそういうふうな採用の経過をたどっているわけですね。ここで評価委員が廃対といいますか、事務局側の人選のようなことで通れば、これは非常にまずいだろうというふうに思っております。

実際にはどなたがどういうふうなお考えを持っているのか、どういうふうな専門なのかわかりませんので、その辺から、私はこういうふうなものだというふうなお話をいただければ一番いいのではないかと。後々まで、あの人は我々選んだんじゃないよというようなことになると不幸なことになるだろうというふうに思いますので、所信を表明していただくというか、おのおの自己紹介し合った後の方がいいのかなというふうに思っております。

須藤先生に関しては、もうだれも何も言わないのかなとは思いますが、副委員長に関してはだれがどういうふうに考えているのかわかりませんので、紹介が終わってからの方がいいんじゃないでしょうか。これが後々まで尾を引くようなことになったらまずいと思います。

三部仮議長 今、採決させていただきましたが、委員の皆様いかがでしょう。特に委員長決定しましたが、須藤委員、今のご発言についてご意見ありましたら。

須藤委員 佐藤委員がそれぞれの専門の方がわからないで決定をしたくない、極めて不安であると、こういうふうにおっしゃってられるんで、どうでしょう。私は議長やりますが、きょうは私は健康でありますので、副議長が役目を演じる場は余りないかもしれませんが、せっかくのこういう発言をされていますので、これからディスカッションしますので、細見委員はその道の、処分場の特に埋め立てやら浸出水のプロであるということは私は承知していますけれども、皆さんがそれをご存じないので、細見先生のお考え等もこういう今の議論の中で聞いていただいて、まあ多数決を尊重したいと思いますが、最終決定はそれではせっかくのご発言なので、私が今のところ健在ですから、副議長は最後に決めるということにしたらいかがでございましょうか、妥協案をとってですね。

ただし、多数決はやはりこういう場でございますので、一応優先をしたいのですが、ただ、「お考えを知ってから」とおっしゃっておられるから、お考えを述べていただいた方がよりいいので、今述べると実際の議事に支障を来しますので、最後のところでそれぞれの先生が発言した結果で、例えば佐藤委員が、細見先生がプロだということがわかっていただいて、それでよろしかろうと、こうなったらそれで私は一番めでたいと、こういうふうに思っております。いかがでございましょうか。

三部仮議長 ありがとうございます。佐藤委員、よろしいですか。

佐藤委員 はい。

三部仮議長 それでは、基本的には私の立場としては副委員長に細見委員ということで決定させていただきましたが、委員長決定者の須藤委員のお話、また皆さん方そういったことでご理解いただけるということでございますので、これからのきょう審議の中で、最後の方にといいますか、細見副委員長予定者といいますか、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

三部仮議長 それでは、そういったことで進めながら委員長、副委員長について基本的に決定させていただいたということですが、最後の方で……、はい。

佐藤委員 もう一人決定していないですよ、今のは。おかしいですよ、それは。

三部仮議長 最後の部分で、委員長がきょうの会議の最後の方でさらに確認ということをしていただくということで、それでよろしいですね。(「はい」の声あり)

三部仮議長 じゃ私の役割はここで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

司会 ありがとうございます。

それでは、継続いたしまして審議の方をお願いしたいと存じます。

議長につきましては、条例第4条第1項の規定によりまして、委員長が務めるということになっております。

須藤委員長には、恐れ入ります議長席の方にお移りいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

委員長、ごあいさつをいただきながら進行の方よろしくをお願いいたします。

須藤議長 それでは、皆様のご指名でございますので、当委員会の委員長を務めさせていただきます。何分ふなれではございますが、この問題、先ほど副知事がおっしゃったような目的に沿ってまとめていただければ大変私は幸いです。それぞれのプロだというふうに私は事務局から伺っておりますので、どうぞ忌憚のない意見を出していただいて、目的が達成されることをお願いしたいと思います。

私自身は、日ごろから環境影響評価、特に処分場だけではなくてさまざまな施設の環境影響評価について、主として水とか温暖化とかそんな仕事をしてまいりまして、現在もこの審議会の親委員会になるのでしょうか、宮城県の環境審議会の会長を仰せつかっているわけで、特に湖沼やら川やら環境基準の種類とか、そんなことについても既に仕事をしているところでございます。

ということで、私は余り発言よりも皆さんのまとめ役に徹していくつもりでございますので、どうぞよろしくご支援をいただきたいということであいさつとさせていただきます。

(2) 委員会の運営に関する事項

会議の公開について

須藤議長 それでは、議事に入らせていただきますが、最初に第1回目の会議でございますので、委員会の運営に関する事項について審議をいたしますが、最初に公開・非公開について事務局からご説明願います。

事務局（加茂室長） それでは、会議の公開についてご説明を申し上げます。座って失礼いたします。

では、資料1「会議の公開について」という資料をごらんいただきたいと思います。

宮城県の情報公開条例第9条では、会議は原則公開としております。現実的にも県の多くの会議が公開で開かれております。

ただし、この2行目でございますように、「ただし次に掲げる場合」、いわゆる非公開情報

が含まれる場合には、委員の方の3分の2以上の多数決で決定した場合は非公開にできるというふうにされております。その非公開にできる理由というのは、資料の中ほどに「非開示情報」というのがございまして、これは条例8条で決められておりますが、例えば1番目の「法令の規定により公開することができない」とか、あるいは(2)番目の個人情報を扱う場合、そういった場合には会議が公開できないというふうにされております。ただし、本委員会ではそういった非開示情報、公開できない情報を扱う予定は、事務局としては今のところございません。

次に、1ページめくっていただいて、2ページをごらんいただきたいんですが、2ページの下のところでございます。審議会等の会議の公開に対する事務取扱要領というところで、審議会の公開・非公開の決定というのは、委員会の一番最初の会議で、委員同士で決定するということになっております。したがって本日の会議で会議の公開・非公開をご審議いただきたいと存じます。以上でございます。

須藤議長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明ですが、会議は公開としてよろしゅうございましょうか。特にご異議ございませんね。

(異議なしの声あり)

それでは、本委員会は公開とさせていただきます。

傍聴要領について

須藤議長 続きまして、傍聴要領について事務局から説明願います。

事務局(加茂室長) それでは、引き続き傍聴要領について説明いたします。

先ほどの資料1の3ページ目をごらんください。

そこは抜粋でございますが、審議会の公開の方法といたしまして、(7)に審議会は傍聴要領を定めた上、秩序の維持に努めなければならないということにされております。本日は、お手元に資料2といたしまして、一般的な審議会ですべて使われている傍聴要領をもとに事務局案を用意いたしましたので、説明させていただきます。

傍聴要領の案でございます。

まず1番目として、傍聴する場合の手続きとして、傍聴の受け付けは先着順で行いますという内容でございます。

次に2番目として、会議を傍聴するに当たって守っていただく事項ということで1から4ま

でございますが、(1)は、傍聴するに当たっては委員長の指示に従ってください。それから(2)は、傍聴は静粛に行ってくださいということです。(3)番目は、会場において写真撮影、録画、録音等は議事の進行に支障のない範囲で認めますと。ただし委員長が議事の進行に支障があるというふうに判断した場合には中止をお願いすることもございますという内容でございます。(4)は、そのほか会議の支障となる行為は行わないでくださいと。

次に、3番目でございますが、会議の秩序の維持ということで、傍聴者が先ほどの2の規定に違反したときには委員長が注意をします。注意に従わないという場合には退場していただく場合もありますということでございます。

次に、4番目の傍聴定員でございます。基本的に10人といたします。ただし傍聴者の希望が多い場合には、これは柔軟に扱うことということで、会場の状況を考慮しながら委員長の判断で適宜増員しますと。この趣旨というのは、会議が原則公開でございますので、できるだけ傍聴者をたくさん入れるということを趣旨としております。以上でございます。

須藤議長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまの傍聴要領につきまして、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

佐藤委員 以前に総合対策委員会という同じようなことをやったことがございます。そのときに傍聴要領というのを別に定めたということでございますので、そのときのやり方、例えば傍聴者の中に専門家、そのことに関しては我々より知っているよというふうな人がいたら、委員長の許可を得てその人が意見を陳述することができるというような1項も挙げたはずなのでございます。それがどのぐらい役に立ったのかということにはわかりませんが、そういうふうな前の総合対策委員会の際の傍聴要領が一番適当なのかなというふうに思っておりますので、そういうふうにお願ひできればと思います。

須藤議長 それでは事務局、私自身は前の傍聴要領は十分理解をしていませんが、それとの比較について、今の佐藤委員の発言と、それがそういうことであったかどうかということと、これについての反映のさせ方ということについてご説明ください。

事務局(加茂室長) それでは、本日の会議は条例に基づく委員会ということで、基本的に条例でそういったことを定めるということになりますが、一般的に審議会、委員会というのは、委員の方々の専門的見地から、委員の方々相互でご検討いただくというものだと考えております。したがって、一般的には傍聴者が発言をするというようなやり方というのはとっていないのではないかなというふうに思います。

須藤議長 前回のときはそういうことがあったということは事実なのね。どうぞ、今の佐藤委員が発言した点ですよ。総合委員会というやつですね。

事務局（加茂室長） 要領に明確にはなかったと思いますが、そういった発言をしたという事実はあったようでございます。

須藤議長 はい、どうぞ。

佐藤委員 今の言い方だと不規則発言をしたというふうにとられますけれども、不規則発言ではなくて、今例えば審議されていることに関して「我々よりもこちらの傍聴のだれだれの方が詳しいので、意見を聞いてください。委員長、お願いします」というような言い方でございますので、今の事務局の言い方だと不規則発言をしたというふうにとられかねないので。

それで、そういうふうな事実がちゃんと皆さんのところに伝わってないというのが一番問題だというふうに思っております。総合対策委員会でどういうふうな傍聴規程をつくったのかなんていうのは文書で残っているはずですよ、それは。最初の日にがんがんやってそういうふうなことに決めていただいたはずですから、不規則発言がありましたみたいな言い方をされれば甚だ悲しいことですね、これは。認めるわけにはいきません。持ってきてください、その要旨を。

事務局（加茂室長） 失礼いたしました。ちょっと説明の仕方がまずかったことはおわびいたします。

佐藤委員がおっしゃる委員会というのは、条例に基づく委員会ではなくて、いわゆる懇談会のようなものでございまして、委員長が発言を許可すればそれは差し支えない扱いだと思います。

本委員会についても、その傍聴要領というのは委員会の中で決めていただくことでございますので、事務局としては先ほどの一般的な扱いというものを話し申し上げましたが、あとは委員の方々のご議論の中で決定していただきたいというふうに考えております。

須藤議長 わかりました。佐藤委員のご発言は、傍聴者の中でそういうことがあるという発言があって、その専門家がおられれば、その発言や提案を佐藤委員なりほかの委員が提案していただいて、そこで皆さんがいいと言えれば発言させていただくと。こういうことですよ。そうですね。

ほかの委員の方、いかがですか。細見委員はこういう方面、詳しいんだけど、いかがですか。

普通は審議会の委員というのは、私の理解では、例えば今日そういう発言があったら次回にヒアリングでその方に発言を特別にさせていただくとか、そういうやり方というのはあるんです

が、その場で、例えばここにおられるから発言してくださいというのは、これはやはり審議の進め方として妥当ではないと私は思いますので、例えばで言うと、佐藤委員がこの中におられると。次回に発言の機会を与えてほしいと。これで議題の中に入れて、それで審議をする、あるいはヒアリングをするということが最も妥当なやり方ではないかと思うんですが、いかがですか。

佐藤委員 今、委員長にその辺のやり方はお任せしてもいいのかなというふうに思っております。

ただ、我々としたら、藤巻先生は別にして現場で現地を見ているという立場にありますので、それを理論的に証明していただくにはこの先生の方が適当ですよというふうな先生がいたらお願いできればと。

それから、私に関してもなんですが、本当は今日はここに来ているような状況ではなかったんですね。ほかの守る会の事務局長なり何なりが本当は私の代わりに出てきてもよかったというふうに思っております。1回目、ですので特別サービスでここに出しております。本当は選挙カーを回していなければならない時期なんですね。まあ、それはいいんですが、そういうときがありましたら、今後、事務局長に私の席をかわってもらおうとか、前もって廃対の方には言いますが、そういうふうなことは自由にできるようにしておいてもらわないと、とても3年はもちません。

須藤議長 代理を認めるということですね。

佐藤委員 そうですね。

それから、代理発言ですよ。専門家がいたらその人の意見を聞いてくださいというのも代理発言ではあると思いますので、その辺は臨機応変に議長の権限でやっていただければと思います。以上です。

須藤議長 どうもありがとうございました。

発言を自由にというのはちょっとまた別にして、代理についてはいかがですか。今までのやり方として。例えば今の佐藤委員が出られないときに、佐藤委員の代理としてどなたか出られるということはいかがですか。

事務局（加茂室長） 先ほど委員長がおっしゃったように、委員会で別途お話を聞くということとは可能でございますが、委員の代理として、審議会の委員として発言をする、あるいは参加をするということは手続き上できませんので、ご理解をいただきたいと思います。

須藤議長 ということは、例えば佐藤委員が欠席のときには、代理を出していただいても、

傍聴はいいけれども、それ以上は無理だということですね。わかりました。

はい、どうぞ。

佐藤委員　そういうふうなことをおっしゃるならば、私、今出ます、ここ。被害住民を目の前にして、代理人というかもっと適当な人を出したいとか、都合があるからきょう出られないからこの人というふうに私が指名したらば、その人を受けするのが当たり前じゃないですか。そんなことを言うんだったら、私出ますよ、ここ今。決定してください、それは。

須藤議長　はい、事務局、どうぞ。

事務局（加茂室長）　代理という形ではなくて、委員会の委員長が許可をしたという形でご発言いただくという形もとれるかと思うんですが、いかがでしょうか。

須藤議長　どうぞ、細見委員。

細見委員　委員会でも、条例に基づく委員会なのかいろいろな種類があるかと思えますけれども、今、例えば佐藤委員が都合で出席できないという場合、あらかじめわかっている場合は、私は代理の人を認めてもいいんじゃないかというふうに思いますけれども。

須藤議長　その時期をあらかじめ届けば。

細見委員　あらかじめ届けてあればですね。ただ、会議の途中で代理の人が、佐藤委員が出られていて、なおかつそこで意見を求めるという場合においては、委員長が言われたようにその特別な人を審議して、次回にヒアリングを、発言をしていただくという、専門的な見地からですね、委員とは別に発言していただくというのが通常行われるやり方ではないかと思えますけれども。

須藤議長　細見委員は、事前に届けてくださればほかの委員であっても、例えば細見委員であってもあるいは稲森委員であっても、代理の委員がこの会議については出席を届けてあれば、そのかわりに出て委員の役割を演じられるということに賛成だと、こういうことですね、細見委員はね。

これは、ここで決めるということも大切なんだけど、私もたくさん委員会をやっているんですが、条例だ、それから法令やらさまざまなことがあって、代理を認めるところと認めないところと、私の承知しているところでもさまざまです。省庁によっても違います。それなので、ここは私が決めるのではなくて、行政で決めていただかないと具合が悪いと思います、このどっちかについては。代理を認めるということは、代わりの人に来て、それは委員代理なんだから、その場では、その日に限っては発言できるという意味ですよ。

どうぞ。じゃどっちがいいですか。

佐藤委員 どうでしょうか。

須藤議長 座ってくださいよ、どうぞ。急にそんなことをおっしゃらないで、とりあえず。

佐藤委員 どっちにしてもだめだったら、二、三回で割って出る予定でいます。ただ3年間あるんだから、3年間やったら何か方向が定まるかなと思って我慢していようかというふうなのがありましたけれども、どっちみち二、三回でもうだめだとなったら出ます。そういうふうな審議会しかしてこなかったんだもの、今まで。意味がないんですよ。最初から結論が決まっているんだ。

須藤議長 じゃ部長、どうぞ。

三部部長 佐藤委員のお話の部分、一定程度理解できるんですが、条例設置の中で、お手元に今、条例ありますが、委員会の審議、議決といったことを進めていただくという役割がございます。これから議題の中ではありますが。基本的に委員の代理は多分、これから検討いたしますが、認められないだろうと思いますが、これは確認させていただきます。

ただ、佐藤委員がお話になった趣旨は、地元の方々の意見をということで、佐藤委員なりその他の方々が出席できない場合について、これについては通常、ほかの委員会でもやっていますが、佐藤委員さんからペーパーでもって、あるいは我々事務局がその発言の趣旨なりをきちんとメッセージを承ってこの場でご報告するなりという格好でいけるかなと。

あと、先ほど会長さんに議論していただきましたけれども、傍聴人の方なりの中で参考となる方がいらっしゃるのであれば、これは委員のこの会議の中で判断していただいて、そういう運営をさせていただくということがあるかなと思いますが、委員のそのものの代理は多分難しいと思いますが、これは確認させていただきます。

須藤議長 確認をさせていただくというのは、この場ではなくて後でということですね。

三部部長 後です。多分私の感覚では、後で法令担当に確認いたしますが、難しいと思います。先ほどの趣旨の分は恐らくペーパーなりで、ご欠席の場合について、これはほかの委員も同じでございますが、当然私どもがいただいて、委員会にできるだけその方の発言の内容をしっかりとご報告するというこの中で議論に参加するということではできると思います、それは。

須藤議長 それから、もう一つの考え方としては、代理出席は認めると。しかし議決権は認めないというのは結構あるんですよ。だから発言は認めるわけです。だけど議決、例えば先ほどのように多数決をやるようなときには、これは委員ではないから認めないと、こういうやり方、だからちょうど中間のものもあるんです、やり方としてですね。要するに今の話は、代理出席は、ここに座るのは県としては認められないということでもいいんですか、まずは。

三部部長 普通、皆さん方メンバーは、学識経験者として一人一人の方々にご依頼申し上げているところです。

須藤議長 それで先ほど辞令をもらったですね。

三部部長 会長がおっしゃった部分は、例えば国の機関とかの方は代理ということで認めて発言を運営上しておりますが、お話しあったように議決の部分については別の立場ということがおおむねやられているところでございます。

須藤議長 ここは組織ではなくて個人ですよ、それぞれね。

三部部長 そういう意味で、町の方にも3人の方をご推薦いただいたというところで理解しておりますが。

須藤議長 佐藤委員、そういうことだそうです。結論が出たわけではないけど、調べるといっても内容はそういうことなんで、ご理解いただいたでしょうか。

佐藤委員 もうやめたくまりましたけれども、議論ですね。

だから、議長が「事務局、どうですか」というふうな意見をお聞きになるというのがまずいんだよなというふうに思っていました。「我々はこう思うんだから、事務局、こうしなさいね」というのが本当はこの会の使命だというふうに思いますので、そのところは議長に注文をつけておきたいというふうに思います。

須藤議長 わかりました。ご注意くださいありがとうございます。

ただ、審議会とか条例とか法令に基づく委員会というのは、私が「どうぞ、事務局は」というのは、法令によって規定されていることもあり、その規定を私は宮城県のすべてについて理解をしていないので、その辺が不安なので伺っているということなので、皆さんの意見を無視しているわけではございません。ですから、もし意見があればさっき言ったような法令上許される範囲内でヒアリングをやるとか、代理出席をしておいていただくとか、そういうことを今伺ったわけです。

ですけれども、出席は、この席に座ることは先ほどのお話ですとそういう規定になっている。佐藤委員が個人としてこの委員を引き受けていると、こういうことだということの認識だということなので、よろしゅうございますか。前へ進まないといけないんで、いいですか。（「はい」の声あり）

ですから、お出になるなどとおっしゃらないで、退席されるなんておっしゃらないで。

佐藤委員 それは私の特権ですから。

須藤議長 特権ですけれども、せつかくのあれなので、じゃ、前へ進めさせていただきます。

それでは、いろいろ意見が出たわけでごさいます、多少の事務局あるいは委員の皆さんとの意見の食い違いもなくはありませんが、原案どおり進めさせていただきたいと思いますが、傍聴者がおられるんですね。ここで、傍聴するということが決まったので、入っていただいた方がよろしいですね。

司会 では、傍聴者に入室していただきます。

須藤議長 傍聴者の方、よろしゅうございましょうか。

あらかじめ傍聴の要領についてはこれからご理解いただくのかな、ということですが、どうぞ着席ください、傍聴の方。

その他

須藤議長 それでは、事務局に、その他の説明がまだございませぬ。それについてしていただきたいと思ひます。

事務局（加茂室長） それでは、その他の項目といたしまして、県業務の受託業者、いわゆるコンサルについてお諮りをしたいと思ひます。

現在、モニタリングにつきましては専門業者に委託をして実施しております。本委員会は、モニタリング結果の評価をお願いしていることから、評価の資料となるデータについて解析を行っている業者を本委員会に出席させ、必要な情報、あるいは必要な情報を詳細に皆様に伝えることが委員会審議の手助けになるかと考えております。ということで、必要に応じて直接受託業者の説明をさせることをお許しいただきたいと考えております。

須藤議長 はい、わかりました。

もう入っていられるんですね。これから入っていただくんですね。必要に応じてですか。

事務局（加茂室長） ご許可いただければ業者を入れまして。

須藤議長 それだって技術的なことですから、我々も知らなくちゃいけませんから、どうぞ入れてください。

事務局（加茂室長） ありがとうございます。

須藤議長 どうぞ着席ください。

（３）説明事項

評価委員会の概要及びスケジュールについて

須藤議長 それでは、これからが本題でございます。

説明事項に移らせていただきます。

最初に、評価委員会の概要及びスケジュールについてということで、事務局から原案を説明願います。

事務局（加茂室長） それでは、初めての会議でございますので、評価委員会の概要と処分場の現状についてご説明をさせていただきます。

まず、資料の3をごらんいただきたいと思います。資料の3によりまして、評価委員会の概要と評価委員会の今年度の会議の開催予定をご説明します。

まず、評価委員会の設置目的ですが、条例では、支障除去対策事業の評価及び浸出水拡散防止対策の実施に関する検討を行うということを目的とされております。

具体的には、2番目の所掌事務に記載しているとおり、処分場の支障除去対策の効果を判断するためのモニタリング計画に関するご意見やモニタリング結果の評価を行っていただくものでございます。

支障除去対策として実施する工事の内容については、後ほど詳しく説明をいたします。

資料3の委員会の設置根拠でございますが、これは先ほど申し上げたように、ことしの6月に開催されました県議会で成立いたしました村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例に基づき設置されているものでございます。

次に、4の構成メンバーでございますが、県の審議会の運営方針に基づき条例で定数を10人としており、本日皆様にご就任をいただいたところでございます。

5の委員の任期でございますが、この委員会は処分場が廃止されるまで継続されますが、3年ごとに委員の更新を行うということにされております。

資料中に条例本文を添付しておりますので、ごらんください。

次に、委員会の開催スケジュールをご説明いたします。資料の次のページをごらんいただきたいと思います。

横の表でございますが、委員会は今年度3回の開催を予定しております。今年度の審議内容は、モニタリング計画の策定でございますが、予定ではモニタリング計画を二つに分けてご審議をいただくこととしております。

モニタリング計画の一つ目は、工事の実施に伴う周辺環境への影響をモニタリングするものでございます。これは本日の委員会に諮問し、2回目の委員会まで継続審議とさせていただき、答申をいただきたいと思いますと考えております。

もう一つのモニタリングでございますが、これは工事後のモニタリングでございます。工事

後のモニタリングというのは、いわば本番のモニタリングということになるわけですが、工事終了後に支障除去対策の効果を検証するものでございます。これについては2回目の委員会に諮問させていただき、3回目の委員会で答申をいただければというふうに思っております。

現在、各委員に対しましては、既に2回目と3回目の委員会開催の日程調整をさせていただいておりますが、皆様お忙しい方でございますので、日程調整は相当早い時期にさせていただかなければなりません。ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上で評価委員会の説明を終わります。

須藤議長 どうもご説明ありがとうございます。

ただいま、所掌事務とスケジュールのお話がありました。これはご意見も必要かもしれませんが、ご質問がありましたらどうぞお願いいたします。よろしいですか。はい、どうぞ。

佐藤委員 資料3の方なのですが、資料3の1です。評価委員会の設置目的のところに「支障除去対策事業」というふうな言い方がありまして、ずっと下がって3のところに「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例」というふうなことで名称というか名づけといたしますか、それに一致していない部分があるような気がするわけですね。それで、私は簡単に、例えば「支障除去対策」イコール「竹の内再生」というふうな読みかえをしていいんだろうというふうに思っていたところです。勝手に「事業再生評価委員会」というふうな言い方をしていましたけれども、そういうふうな読みかえは可能か。その方がすきっとするんじゃないかというふうに思うんですが、何で1と3で名前が違っているのだというふうなところが一つのあれです。私とすれば、単に「処分場再生評価委員会」の方がいいんじゃないかというふうに思うんですが、そういうふうに直していただければ一番いいと。

須藤議長 事務局、どうぞ。

事務局（加茂室長） まず、ただいまのことにつきましては、3枚目の条例をごらんいただきたいのですが、例えば呼び方として略称とか呼びやすい名前と呼んでいただくということは構わないと思うんですが、条例上の正式名称というのはこの条例の第1条で決定をされておりますので、これについて正式名称を変えるということはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

須藤議長 それは、条例は県議会を通さなくてははいけませんから、そこでは変えられないのは理解しています。このとおりでそれでいいんですが、先ほど佐藤委員がおっしゃったのは、それはそれでいいんだけど、1のところの「支障除去対策事業」の呼び方をそれと一致させ

たらどうかといった意見だったんじゃないでしょうか。

事務局（加茂室長） 条例の名称と、それから先ほどの1の部分というのは委員会の設置目的でございますので、こういった目的で委員会を設置すると。委員会というのは評価委員会でございますので、県の行う支障除去対策事業によって周辺的生活環境がちゃんと守られているかどうかということの評価する委員会でございます。したがって、委員会の名称とまた目的というのは、それぞれ表現の仕方があってよろしいのではないかというふうに思います。

須藤議長 佐藤委員、今のご説明でいいですか。

佐藤委員 いやいや。すみません。何か今までたまりにたまったものを一挙に吐き出そうと思っております。

今まで話題になってきたのは、「恒久対策」というふうな言い方をしたり「恒久的安定化対策」と言ってみたり、ふたを開けてみれば「支障除去対策」と言ってみたり、全くわけがわからないですね、これは。何がどうなのというふうなのは、これは一々定義をしていただかなければとてもついていけない。このごろしきりに「支障除去対策」というふうな言い方をしておりますけれども、これに関しても説明がなかった。何か裏に隠されているのではないのだろうかというふうに疑心暗鬼でございますので、一番悪いのは「恒久的安定化対策」なんて去年の今ごろ言ってたんですよ、そういうふうに。どうなんですか、これは。ある県議がそういうことを言い出したら、みんなでそういうことを言い出した。それでいつの間にか「支障除去対策」ということになっちゃったということなんで、全くどれがどうなんだというのがわかりません。だから我々の名称も「再生」なんだろうというふうに我々は勝手に考えているわけですね。竹の内が再生するのを評価するんだらうと。だから私はそういうふうに考えたいと思いますけれども、違うんだとおっしゃるならばわかるように説明していただきたいと思うんですね。

須藤議長 設置目的のところなので、大事なので、やはり特に住民の代表の佐藤委員がおっしゃっているんで、そこはわかるようにきちっと説明ください。

事務局（加茂室長） 佐藤委員がおっしゃるように、竹の内は再生するということはまさにそのとおりでございます。

それで、「支障除去対策」という呼び方は、実はことしの1月に村田町と県で協定を結んだときに、その名称が「竹の内地区安定型最終処分場支障除去対策に係る協定書」ということで、そこで「支障除去対策」という言葉がありまして、この委員会についても支障除去対策に関する事業について評価するというふうに協定書で書いてございます。その協定書に基づいてこの委員会を立ち上げたということでございますので、「支障除去対策事業」という呼び方は適当

ではないのかなと。もちろん再生のための事業ということで、内容的には同じイコールだと思っております。

須藤議長 はい、どうぞ。

佐藤委員 「再生」というのはもとに戻すということだと思うんですね。環境をもとに戻すよということだと思いますので、「支障除去」は、毒があろうが何しようが支障にならなければそれでいいんだというふうな考え方ですので、そのところはしっかりしてください。

村田町が言い出したみたいな言い方をなさいますけれども、村田町からは「支障除去対策」というふうな言い方をした覚えはない。ありませんよ、それは。だから「再生」でいいんじゃないですか。「支障除去」だったら毒はそのまま置いておく、汚染はそのままにしておく。わかります、その選択の仕方はね。支障にならなければいいんじゃないかということを書いたかったんだろうと思うんだけど、それは非常に問題なので、再生をしなければ意味がないと我々は思っています。そのところが随分と違うなと。支障除去にだまされてはだめだというふうに思っていますので、しっかりとお答えをいただかないと進んでいかないのかなと思っております。

須藤議長 ありがとうございます。

ここだけで余り議論しているわけにもいかないんだけど、しかしここ大事なところなんですね。今のご意見どうですか、反映させたら。この文章変えられるの、資料3は。

事務局（加茂室長） 資料3については、条例の記載をそのまま書いているわけではございませんので、表現の仕方としていろいろな工夫を今後させていただきたいと。

須藤議長 例えば今の佐藤委員の言葉で、支障除去の前に「竹の内の処分場の再生するために」とか、何か頭にそういう理念を出して、そして支障除去、当面が支障除去だからそれをするというふうに受けてもいいですか。そういう感じでいいですか。

事務局（加茂室長） 条例の委員会の名称そのものは困難でございますが、こういった資料の表現についてはそういったことも可能だと考えております。

須藤議長 佐藤委員、それでいいですか。私は、その目的に「再生をするため」とか何か入れて、そして支障除去が中心だから、その担保を評価すると。

佐藤委員 はい、それは認めます。

須藤議長 いいですか。じゃそうしましょう。

それで、条例の方は県議会を通さなくちゃいけない問題ですから、名称はそのままということにさせていただきます。ありがとうございます。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状について

須藤議長 それでは、次が処分場の現状について、事務局からご説明願います。

事務局（加茂室長） それでは、処分場の現状について、資料4を用いてご説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

処分場は、村田町大字沼辺字竹の内地区にあり、通称でございますが、竹の内地区産業廃棄物最終処分場とっております。

施設は、面積が6万7,398平方メートル、埋立容量が35万4,435立方メートルの安定型最終処分場でございます。

位置図と全景をごらんください。周辺は人家があり、数百メートル離れたところには中学校や小学校がございます。

2ページをお開きください。

事案の概要でございますが、この処分場は平成2年12月から埋め立てが開始され、平成13年5月に埋め立てが終了しております。その間、継続して許可区域外の埋め立て、あるいは計画深度以上の埋め立て、安定5品目以外の埋め立てが行われまして、その結果、高濃度の硫化水素の発生や汚染された浸出水の拡散のおそれなど、生活環境保全上の支障が発生した事案でございます。

なお、表1にございますように、埋立量の超過分は、面積が約2万平方メートル、容量が67万立方メートルと推定されております。

3ページをごらんください。

県は、水質や環境臭気等の調査による現状把握のほか、平成16年度には埋立廃棄物量等調査、あるいは有害物質分布調査等を行い、埋立範囲や埋立量を把握するとともに、埋め立てられた廃棄物に起因する汚染の状況や汚染の拡散状況を把握してきております。

まず、(1)に記載しております廃棄物の現状でございますが、いわゆる有害産業廃棄物判定基準、それを超過する性状のものは確認されておられません。しかし土壤環境基準を当てはめてみた場合には、埋められている廃棄物から基準値を超過した鉛、ふっ素、ほう素などが検出されております。確認された地点数は表2のとおりでございます。場所は図3のとおり、処分場全体で確認されております。このうち土壤環境基準の超過に対しては覆土で対応しておりますことから、飛散のおそれはございません。また、土壤環境基準超過、いわゆる溶出試験で

ございますが、それにつきましては補完して水質調査を行い、溶出の状況を確認しておりますので、その結果を次にご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

保有水や地下水の現状でございます。ここで申し上げる保有水、あるいは浸透水というのは、処分場内部の廃棄物に接触している水のことでございます。それから地下水というのは、処分場の敷地外の地点、敷地の外すなわち処分場の上流部と下流部の地点において採取している水のことでございます。

表3と4のとおり、廃棄物と直接触れている処分場内の水、すなわち保有水では鉛、ふっ素、ほう素等が基準を超えて検出されております。しかし上流あるいは下流の地下水では基本的に基準を超えていない状況でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

発生ガスの状況でございますが、表の5をごらんください。処分場の敷地境界で24時間の連続モニタリングを行っております。表では、平成18年度において0.02ppmを超えたデータを記載しております。

次に、ガス抜き管での硫化水素の濃度ですが、図7のとおり上下を繰り返し、徐々に低下している傾向にございます。

図8では、最近設置したボーリング孔の状況ですが、低減化しているものの、依然200ppmを超える濃度が確認されております。

次に、7ページの図9でございます。これはガスの発生と地下水位の関係でございますが、廃棄物層で発生した硫化水素ガスは、地下水位の上昇により押し上げられ放散し、水位が下降すると再び発生するという雨水浸透等による地下水の変動に伴う発生・放散のサイクルを繰り返しているというふうに推察されております。

次に8ページをお開きください。

支障除去対策の基本方針でございますが、当該処分場に埋め立てられております廃棄物は、先ほど申し上げたように有害産業廃棄物の判定基準を超える有害物質等を含む性状にはないことから、廃棄物を撤去する必要はないというふうに判断をいたしまして、支障または支障のおそれを除去するために、現況の環境を保持しながら、雨水浸透防止によるガス発生抑止策及び必要に応じた拡散防止対策を実施することとしております。

実施方法でございますが、図11のとおりまず雨水浸透防止対策を行い、その次にモニタリングを継続し、その結果により本委員会のご意見も伺いながら第2段階の浸出水拡散防止対策工

事、または処分場の廃止というものを選択することになるかと考えております。

5の対策工事の概要でございます。

まず(1)に記載しておりますが、第1段階の対策としての雨水浸透防止対策についてご説明いたします。

工事の内容は、雨水排水溝の整備及び覆土整形を行うこととしております。覆土には、地中で高濃度の硫化水素ガスが確認されているエリアに一部多機能性覆土を使用します。多機能性覆土の概要は図13のとおりでございます。一番下の捕捉層でガスを吸着します。捕捉層は酸化鉄と活性炭の2層から成っております。その上に雨水浸透制御層、さらに一番上には植栽層を設置する。捕捉層が2層ございますので、合計で4段というようなものでございます。

具体的な多機能性覆土の範囲については、恐れ入りますが資料5、A3横長の1番後ろのページをごらんいただきと思います。横長のカラーの資料をつけさせていただいております。これは多機能性覆土の範囲の現段階での事務局の案ということでございますが、実は平成16年度と19年度の2回にわたり県で地下のガス調査を行いました。その結果をもとに、地下で100ppmを超えた地点、そういった範囲を多機能性覆土の範囲として先日、地域の方々に県案を提案させていただいたものでございます。このうち赤い線で囲った部分でございますが、これが平成19年度の調査で地下で100ppmを超えた地点。それから青い線で囲った部分、これは平成19年度調査では濃度が下がっておりますが、16年度の時点で地下で100ppmを超えたという地点でございます。こういった地点については先ほど申し上げた多機能性覆土をしたいということで、現時点では県案として考えております。

恐れ入りますが、もう一度資料4の方にお戻りいただきたいと思っております。資料4の9ページでございます。

9ページの(2)ですが、第1段階の対策終了後は、その効果の評価とそれから第2段階の工事の実施時期の判断のためのモニタリングを行います。そのモニタリングについては、今回と次回の当委員会でご審議をいただくこととしておりますが、現在行っているモニタリングにつきましては、表の6に示しているとおりでございます。大きく括っておりますが、水質調査、硫化水素調査、発生ガス調査といったモニタリングをしております。モニタリングの詳細につきましては、次の議題のときにご説明をさせていただきたいと思っております。

次に10ページをお開き願います。

第2段階の工事の概要でございますが、処分場内の汚染水が処分場外に拡散し、周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれがあるというふうに判断された場合には、第2段階の工事として浸

出水拡散防止対策を実施することとしております。

その工事の内容としては、まず、地下水の流れの下流側に遮水壁を設置し、場外への拡散を防止します。その際、汚染物質を処理するため透過性反応浄化壁、いわゆるPRBと呼ばれておるものがございますが、それを基岩層まで設置をいたします。この第2段階の工事は、第1段階の工事が終了し、モニタリングを行った結果、浸透水による汚染のおそれがあるというふうに判断された場合に詳細設計を実施することとしております。

次に、全体工事の平面図を図14にお示しをしております。赤い線で囲った部分が第2段階の対象工事です。透過性反応壁は、黒ぼく土と活性炭の層の壁をつくり汚染物質を吸着する構造となっております。

次に11ページをごらんください。

対策工事は、産廃特措法により国の同意を受けておりますので、今申し上げた工法で順次、平成24年までの間に実施をいたします。モニタリングの結果によって第2段階の工事を着手することから、表7のとおり浸出水拡散防止対策の実施時期は点線で示しております。

モニタリングの結果次第では、24年度までに第2段階の対策工事に着手できないという可能性もございますが、その場合は国の財源の手当てがなくなりますので、必要になった時点で県が責任を持って対応することとしております。

費用についてですが、7番目でございますように第1段階の工事で8億2,000万円、第2段階の工事で17億9,000万円を見込んでおります。モニタリングや工事雑費を含めまして総額約30億円を超えるものを見込んでいるところでございます。

以上で処分場の現状についての説明を終わらせていただきます。

須藤議長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明でいろいろモニタリング計画については次の審議でやらせていただきますが、何かご質問なり、意見というよりご質問ですね、ありますでしょうか。現状ですね。この現状を理解しないといけないんで。はい、どうぞ。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 今の説明でいろいろあるんですが、まず感じたことなんですが、別紙の多機能性覆土の範囲というような多機能性覆土範囲(案)。案だから安心なんですが、これを住民説明会で示しましたというふうな解説がつかしました。住民説明会でなるほど説明はされたのですが、だれも「うん」と言った人間はいなかった。それも十二、三人の住民しか集まらなかったということですね。急遽集められたということで、ウィークデーの日中にされた説明会ということで、ほとんどの人が出られなかったということです。それで、だれも「うん」と言った者はい

ないと。

それで、この範囲に決まった根拠、それは今、平成16年と19年の2回だけの調査で決まったということなんですが、我々が見ている分に関しては、ここも、あっちも、あっちもあるよなというようなことがあります。具体的には、ボーリングの穴にステンレスのパイプを埋めて、真鍮の鍵をしてあります。その鍵が真っ黒になっていると。これはガスが発生している証拠であるというふうに思っております、その範囲が全然入っていないと。2回だけの調査でこんなことされたらば、これはたまったものではないと。

それから、もう一つ申し上げれば、我々ガスを長年にわたって調査しております、3メートル離れたガスの噴出でも、片方は30ppm、片方は500ppmを超えるような濃度がそのまま何年も続いて発生していたよというような事実がありまして、それは廃対の方にも随分通報はしていますけれども、そこは埋めたらもう出なくなるんですよ。出なくなりました。だからよそに回ったんだろうと。でなかったら土に吸着しているんだろうというふうに思っていますけれども、ちょっと掘ればポッと出てくるということでございます。

そういうことで、言いたいことは、2回や3回のちょっとした2年の調査ではないんですね。2回の調査でしかありません、これは。それで、「このところとこのところを多機能性覆土します」「これは住民説明会で説明しました」と言ってもだれも納得していないということでございますので、今、開削調査しなければだめだというふうな話もありましたけれども、そのようなことで、こういうふうな乱暴な決め方ではいけないというふうに思っております。

須藤議長 ありがとうございます。ほかにご意見ありますか。今のは一応ご意見ですよ。これじゃいけませんと言っているわけですよ、佐藤委員はね。

佐藤委員 納得しません。場違いの説明でした。住民説明会で説明しましたって。

須藤議長 そこが問題なんですよ。

佐藤委員 説明はしたけどだれも聞いていなかったというか、だれも評価しません、これは。

須藤議長 そのことだけお答えください。住民説明会が不十分だった、あるいはほとんど人数がいなかったというようなことだったんで、それで納得を住民がされているんだけど、そうじゃないんじゃないかというのが疑問なんで、そこだけお答えください。

事務局（加茂室長） ただいま佐藤委員がおっしゃったように、この説明はしましたけれども、前回の説明会で決定したということでございます。あくまでも県の案としてお示しをして、住民の方々のご意見を伺いましたので、現在、実施設計を進めておりますことから、実施設計が詰まる段階で、もう一度県の案というものを改めてご説明をしたいというふうに考えており

ます。

須藤議長 それは住民に対してですか。

事務局（加茂室長） ええ、住民に対してであります。

須藤議長 わかりました。

ほかにご意見ありますか。実施設計をやって再度住民に説明をすると、こういうことだそう
ですので、ほかいいですか。

（４）審議事項

工事期間中のモニタリング計画について

須藤議長 それでは、今までのところはどっちかという審議の前提になるところで、きょう
はそこが主ではなくて、審議事項で工事期間中のモニタリング計画というのが本番の議題なん
です。だからここを十分やらないといけませんので、前段の処分場の現状等についてご意見は
まだあるかもしれませんが、そこに移らしていただいて、後で時間があればまたそこで伺うと
いうことにいたしますので、審議事項、工事期間中のモニタリング計画についてご説明くださ
い。

事務局（加茂室長） それでは、モニタリング計画についてご説明します。

なお、先ほど申し忘れましたが、お手元の方に参考資料ということでデータ編というものを
お配りしております。これは本日はご説明をいたしません、今後の資料に参考になりそうな
データをさまざま集めて用意をさせていただきました。これについては、もし後ほどお読みい
ただいて何かご質問とかご意見があれば個別にお伺いをさせていただきたいと考えております。

それでは、モニタリング計画についてご説明します。

資料の５をごらんいただきたいと思います。

これから行われる支障除去対策の工事では、トラックやショベルカーなど機械を使って道
路・側溝を整備するほか、処分場内に多機能性覆土等を実施する計画となっております。

このために、工事に伴いまして粉じんあるいは排ガス、硫化水素等が発生するということも
考えられます。その結果、周辺の生活環境に影響することが懸念されます。

そこで、地域の方々の生活環境に対する影響の低減を図るため、工事に関する適切な施行管
理を実施するとともに、工事による生活環境への影響をチェックしながら適切な工事を進めて
まいりたいと考えております。

資料５では、周辺環境への影響と工事における環境保全対策及びモニタリングの計画を簡潔

に表にまとめました。この表は、左側の部分に周辺的生活環境に影響を与える環境項目、その要因とともに記載しております。環境項目には大きく分けて大気・水質・水象の三つの項目に区分されます。次に真ん中の部分には、工事に関する施行管理及び留意事項（環境保全対策）として工事の種別ごとに分けて記載しております。さらに右側の部分には、工事に関するモニタリングを記載しております。

それでは、表の記載にしたがって、環境保全対策とモニタリングを説明してまいります。

まず、表の上段にある大気についてご説明します。

大気に関する影響としては、粉じんと発生ガスが考えられます。粉じんは、風により造成面から飛散することや機械からの排ガスにより発生します。また、十分注意して工事を行いますが、地表面の整形工事の最中に、場合によっては地下にあるガスが地表に出てくるというおそれも考えられます。

大気環境保全対策としてはここに四つ掲げておりますが、一つ目は、造成面へ散水し、粉じんの飛散を防止する。二つ目は、排ガス対策型の機械を使用し、排ガスを最小限にする。三つ目は、覆土整形時に廃棄物層を掘削しないように留意する。四つ目は、掘削を行うときには携帯型のポータブルのガス検知器によりガスの有無を常時確認し、ガスが設定基準を超えたときには直ちに適切な対応を行うということにしております。これが環境保全対策でございます。

次に、大気のモニタリングとして三つ掲げております。一つは、発生ガス及び周辺大気環境等の調査でございます。これは処分場内外の4地点の空気を分析して、有害汚染物質などを調査するものです。次のページにその位置図をお示ししております。めくっていただきまして、四つのうちの左の上の図に黒丸で調査地点を示しております。

なお、村田町の役場と村田二中という場所はここから離れておりますので、点線でとりあえず囲っております。これが地点でございます。

次に、もう一度1ページ目に戻っていただきたいと思います。

大気関係の残りの二つのモニタリングは、いずれも硫化水素に関するものでございます。

まず一つは、処分場内外の3地点で硫化水素を24時間連続測定いたします。これは30秒に1回ずつカウントするという方法でございます。もう一つは、硫化水素などを定期的に調査するもので、処分場内のガス抜き管で発生するガスを月1回の頻度で調査します。また、工事を行う際に作業員が常時携帯するガス検知器で設定した基準を超えた場合には、硫化水素やベンゼンを北側敷地境界と風下側の敷地境界で測定をするということにしております。

測定場所は、もう一度次のページになりますが、連続モニタリングは左上の図、ガス抜き管

の位置は左下の図に示しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

行ったり来たりで申しわけございません。また1枚目をお願いいたします。

次に、表の中段と下段にある水質・水象について説明いたします。

水質に対する影響といたしましては、雨水の地下浸透や濁水の流出といったものが考えられます。そのために、雨水の浸透を最小限にするために雨水勾配を確保したり、あるいはブルーシートで雨水の流入・流出を防止いたします。また、覆土工事の際に雨が降ると覆土掘削部から濁水が流出するおそれがございますことから、裸地の期間を短くするほか、覆土整形時に雨水排水勾配を確保し、沈砂池を設置することにより濁水の放流防止を図ります。

水質・水象のモニタリングとしては四つ掲げてございますが、そのうち三つは水質に関するものでございます。地下水、浸透水、放流水、河川水について、処分場内外の6地点と処分場内のガス抜き管にたまっている水について7地点、それを定期的に調査いたします。また、水象に関しては、処分場内外の15箇所のボーリング孔で地下水を調査いたします。調査箇所につきましては、次のページの地点図でございます。

次に3ページをごらんください。

ここには、ただいま説明いたしました各種のモニタリングについて、その調査項目を記載しております。いろいろな調査の成分について記載しております。細かいので説明は省略しますが、ご参考にしていただきたいと思います。

次に4ページをごらんいただきたいと思います。

工事のスケジュールと概要を記載しております。スケジュールでございますが、記載のとおり来年1月ごろに着手いたしまして、平成21年3月までの15カ月間で終了する予定としております。この表には工種ごとの実施時期を記載しております。

また、2番目の工事の概要については、工種ごとの内容、使用する機械等を簡単に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁ではございましたが、説明を終わります。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

須藤議長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、これが先ほど申し上げた審議事項でございますので、比較的時間をとって委員の先生方からご意見を伺いたいと思います。工事期間中のモニタリング計画で大気と水質と水象ということでございます。

どうぞ、どなたでも結構ですが、このモニタリング計画、もし決まればこれでやっていただ

くということになるわけですので、どうぞお願いいたします。稲森先生どうですか。どこか不都合な点、あるいはございますか。

稲森委員 今回のモニタリング計画、大体見せていただいた。早目に着いたから結構熱心に読んでいたんですけども、年間変化を見ても漸減傾向ですね、減ってきていると、ガスも水質もですね。ですから、そういった中で先ほど佐藤委員の方から再生というような話があって、そして再生を図るために対策を実施するという中で、この大気の問題、水質の問題いろいろ年間の計測頻度とか、そして対応する技術という中で見せていただきますと、多機能性覆土というのは当然それなりの技術ですね、活性炭とかバリア層、そしてこういったことでより安全側の対策を講じて、より住民対策までつなげられるようにというような工夫があるんじゃないかというふうに考えました。

ということで、まだこれはモニタリング計画の案で、実際にどんな形で施工するかという具体論のところは今後あるかと思うんですけども、そういったところでよりいい方向ができればと。それで基本的には私、これで大体進めていってもよろしいんじゃないかと、計画としてはですね。それで計測頻度とか水質のところはもっと数を増やした方がいいようなところもありそうな気がしますけれども、そのところはまたいろいろご検討いただければというふうに思います。

須藤議長 項目はどうですか。先生そこら辺ご専門なんで。

稲森委員 項目は、ほとんど全部入っていますから、大丈夫じゃないかと思えます。

須藤議長 わかりました。

それから、事務局は余り言わなかったんだけど、モニタリングするのはよろしいんだけども、モニタリングの基準値とどう適合しているかという「基準値」のとり方はどうするんですか。環境基準じゃなくて、どういうふうにやるんですか。この基準がここにいっぱいありますよね。数字が出てきますよね。それが、「いい、悪い」という言葉悪いんだけど、適否についてはどういうふうに判断をするんですか。

事務局（加茂室長） まず基本は、環境基準を目安にしたいと考えております。あるいは放流水に関しては排水基準がございますので、一般的に使われている基準でございます。

それから、硫化水素に関しましては基準がございませんので、悪臭防止法の基準というのがございまして、これが幅がございますが、敷地境界において高いほうで0.2ppm、低いほうで0.02ppmとございますので、基本的には厳しい方の0.02ppmを目標としてやっていきたいというふうに思っております。

須藤議長 わかりました。

ほかご意見ありますか。順番にいきます。岡田委員。それから佐藤委員、続いてお願いします。岡田委員からどうぞ。

岡田委員 環境保全対策の方ですけれども、ごみの場合の基本ですけれども、多機能性覆土をするために今の覆土を取りますよね。取ったらすぐに多機能性覆土の工事をするという、それが大原則だと思うんですよ。これが抜けていると思うんですが。例えば1週間、今の覆土を取って、それでそのままにしておくなつていうと大変な被害が出てきますので、できればその日にするとか、覆土を取ってすぐに多機能性覆土を覆土すると、そういうことが抜けているんじゃないかと。

それからもう一点は、雨水の側溝をつけますけれども、その側溝を今の覆土の上につけるのか、それとも今の覆土を取ってつけるのか、そのところは大変重要なところだと思うんですけれども。その2点が抜けておりますと思いますが。

それからもう一点、頻度ですが、これは例えば上に年6回なんて書いておりますけれども、これは工事をする期間の話ですから、年6回というのはちょっとおかしいじゃないかと思えます。工事をする期間の中で例えば週1回とか、例えば1カ月に1回とか。年6回と言いますと、これは1年間工事をずっとしているわけではないと思えますけれども。ですからやはり工事をしているという、工事をしている期間の頻度を多くしまして測定しないと、年6回って何を測定しているのかわからないと思えます。そのところをお聞きしたいと思えます。

須藤議長 どっちかという質問も含んでいたんで、今の回数とそれから覆土の仕方、あるいは側溝のつけ方、これについてどうぞお答えください。

事務局（加茂室長） それでは、今3点ございますけれども、まず一つは、覆土については直ちに行う必要があるということでございますが、その旨はここに書き加えさせていただきたいと思えます。

それから、二つ目の質問で、側溝を設置するときに覆土をどうするんだというご質問でございましたが。

須藤議長 そのままでやるのかどうかということですね。今のままでやるのかどうかということですね。

事務局（加茂室長） 基本的に現在の処分場というのはいわゆる不陸と言いますか、非常にでこぼこがございますので、そこについてはきれいに整形をするという予定にしております。整形というのは、雨が流れやすいように中央部を高くして、勾配をつけて、敷地境界の方は低く

するという工事をします。ですから、その整形の実施設計が固まらないと、どの程度ある部分が厚くなったり薄くなったりということはわかりませんが、もちろん最低の基準の厚さは確保しますけれども、それによって側溝工事するときどのぐらいの覆土が残るかというのが計算できますので、それについては実施設計を進めながら、もちろんガスが発生しないように注意をしながら進めてまいりたいと思います。

3点目のところなんです、年6回でございますが、これについては今日これを決定していただくわけございませんので、いろいろとご意見を伺いながら、適切な回数というものについて改めて次回の委員会までにご提案をさせていただきたいというふうに思います。

須藤議長 岡田委員の趣旨は、工事をやっているときにやるのか。そうじゃなくて、とにかく適当にやったら余り意味がないでしょうという質問なんで、回数の問題だけではないんですよ。そこだけ確認したいと思います。工事をやっている期間でじゃなくてですか、これは。年6回、6回じゃなくて10回でもいいんですけれども。

事務局（加茂室長） 基本的には2カ月に1回ずつという意味での6回というふうに考えております。

須藤議長 工事がいつもやっているわけじゃないんでしょう、これ。

事務局（加茂室長） ええ、そうですね。

実は、この大気の造成面からの粉じんの飛散ということについて、私どももどういった調査をすると一番いいのかということで検討したのですが、一般的に環境アセスメントをやる工事を参考にしました。実際その環境アセスメント、例えば国のアセスメントの法律ですと、100ヘクタールを超えるような大規模な工事でございますので、そういった工事でどういうふうに行っているかということ参考にしますと、実際にはそういった大規模な工事でもいろいろな飛散対策を講じるということで処理をしております、モニタリングまでは実際にはしていないのが現状でございます。それに対して今回の工事というのは8ヘクタール程度の工事、しかもアセスの工事というのは木を切って山を崩してという大規模な工事ですが、今回は既に半分造成されているようなところの整形だけでございますので、それほど大規模なモニタリングとか調査までは、粉じんに関しては要らないのではないかと考えてこういった提案をさせていただいたところでございます。

須藤議長 どうぞ、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 先ほどから大分、どうしてそんなに怒っているのというご心配をいただいているようですが、実は廃棄物対策課とか竹の内対策室にも申し上げております。紙の上で問題が起き

ているんじゃないよというふうなことです。委員の先生たちにもぜひ現場を見ていただかなければならない。なぜそんなに怒っているのか、半分くらいはご理解いただけるのかなと思っています。

前の総合対策委員会で、我々が撮りためたビデオを委員の方にお見せしますというようなことがありましたけれども、それは廃対の配慮で、終わりになって、会議を閉めてから見たい人見なさいというような感じの、おまけの扱いをされてしまいました。そのビデオを見て、いろいろ委員の方たちにご意見をお伺いするのが本当だったんですが、終わってからですね、そのまま終わってしまって、1カ月後にはもう忘れて、忘れたときに皆さんおいでになったということでございます。紙の上で汚染が起きているわけではない。

それから、現場は田んぼだったんです。湿地でした。それをごみで埋めて高くしたと。もう既に、その当時からの高さから言うと、その当時の田んぼの高さはどこかわからない。現在は4メートル、5メートル、6メートル上がったところで覆土がされているということなので、もとに戻しなさいというのは当たり前のことだと思います。山になったものだから上流域の排水が悪くなって、町道やら畑とか、そういうところが今月になって2回、3回冠水しているんですね。そういうふうな事実がここではわからなくて、廃対の人たちも本当は13階にいたのではわからない。本当に現地を見てくださって。現地で問題は起きているということを申し上げたいと思います。

須藤議長 ありがとうございます。実際に目視をすることが非常に大事なので、それは私どももちゃんと見てまいりました。今おっしゃったようなことは確認をしております。冠水のところは別ですけども、実際に現地に行っております。中を歩きました。はい、どうぞ。

佐藤委員 冠水したときに見てくださいというのは、どこをどの辺がどういうふうに冠水するかというのがありますが、本当はこの前確認したんですけども、場外からもガスが出ております。場外からもガスがふえている。ふえているというか、ポコポコとっているということではありません。それははかりましたけれども、5 ppmとかそういうふうな、検知管で採取して計りまして5 ppm、10ppmを確認している。場外ですよ、それは。そういうふうな状況があります。そういうことです。

須藤議長 どうもありがとうございます。

藤巻委員、どうぞ。先にそっちですね。

藤巻委員 座ったままで話させていただきますが、先ほど、実際に対策をしている期間中に出てくる硫化水素ということですけども、0.02ppmの厳しい方の基準を頭の中に置いて手を打

つというお話でしたけれども、問題は時間だと思っんですよね。1年中0.02ppmの硫化水素が肺に入ってくるという状態が続いた場合は、これは何が起きるかわからないと思っんですよ。私自身が0.02ppmが適当なのか適当でないのかということは、医者ではありませんので何とも言えません。何とも言えないんですけれども、この期間中、例えば硫化水素のガスが大量に流出し始めて、風下側で病気で寝ている人たちとか飼われているペット、その他がいろいろ問題が発生するよなということがあったらば、ここにそういうことを書く必要はないかもしれませんけれども、直ちに何らかの手を打っていただくというよなことを最初から頭の中に入れていらっしゃるのでしょうか。私は、それはどうしても必要だと思っんですよ。

ここに集まっていらっしゃる方は、たしかお二方を除いてはすべて村田町に住んでいるわけではないですよ。だから発言ついでにお話をさせていただきますと、前回の対策委員会の委員長が「私はここに住んでいるわけではないので」云々かんぬんといろいろなことを一言言ってしまったがために村田町の住民から総スカンを食ったよな、信頼感を一気に失ってしまった、村田町の人たちが怒り出してしまふというのを私はわからないわけではありません。だから、例えば須藤委員長が「この対策が終わったら私あそこに家を建てて住みます」と、そのぐらいの決意でやるんなら、それは私はいいいんですけれども、「やっぱり嫌だよ、あんなところに行くものか」と皆さんがおっしゃるよな工事期間中の手だて、モニタリングしたときに、やっぱり近づきたくはないよというよな方法はとらないでいただきたいなということです。ただ、それを文書化しろとか何とかというわけではありません。何らかの形をいざというときはとっていただければよろしいということです。

須藤議長 どうもありがとうございます。

今のモニタリングというのは、数値の科学的な分析をやっているわけですが、そうじゃなくて、例えば健康あるいはペットに障害が若干起こりそうだというときのことがもしあったら、それはその辺を疑って手を打てるよなしておいてくださいという多分ご意見だと。どうぞ、それについて。

事務局（加茂室長） その点については十分留意しながら安全に工事を進めてまいりたいと考えております。

須藤議長 わかりました。ありがとうございます。

じゃ、続いて細見委員、どうぞ。

細見委員 工事期間中のモニタリングで、粉じんの問題なんですけれども、私がいろいろ経験した限りにおいては、私が経験したのはダイオキシンの汚染土壌をどうやって掘削するかとい

うような場合ですけれども、その場合には連続の粉じん計をつけているということでやってまいりました。それはダイオキシンなんかの、まずこれはダイオキシンに限ってということですが、その場合にはほとんど形状としてはダイオキシンは粉じんというか物質状、浮遊物質として恐らく存在しているだろうということで、工事に伴う粉じんの巻き上げによって飛び散らないようにするという意味で連続モニタリングをお願いしてまいりました。

今回の場合、表層の覆土層にダイオキシンがあるというのは多分恐らくないだろうと思いますので、その部分はダイオキシンの観点からは必要はないかと思えますけれども、どこか1点、できれば粉じんの連続、これはコストは余り高くないのではないかとと思われるので、連続測定をやるとというのが一つ、実際に自然界においてもかなり変動しますので、自然界の様子を知るという意味でもやっておいたらどうかというふうに思います。

それから、私は一番心配なのは、もしも仮に有害ガス、特に硫化水素が多分一番大きな注意すべき点だろうと思いますが、そのときにポータブルの検知器を持たれて常時確認してというところですが、この場合の設定基準というのは、労働衛生の方の基準値が多分あるんだろうと思うんですが、（「あります」の声あり）そういう数値とどういうふうに絡めて監視をする。仮にもしその数値を超えれば作業者にとっては非常に危ない状況ですので、ということは同時に住民、周りの人にとっても問題な状況なので、そういうときにはどうするのかという、労働安全衛生上の基準が例えば仮に100だとすると、現在50だったら注意しなさいねと。100を超えてしまえばすぐ直ちにストップだし、付近の住民の人に対してそれを周知させるとかそういう幾つかの工事期間中のどうやって対応するのかと、どういう濃度に対してどういうふうにするのかというのをある程度ここに書かれておいた方が周りの人にとっては安心と思われそうです。工事は全くゼロリスクではないと思いますので、多少リスクはあり得ます。しかしそのリスクは非常に小さいのではないかと思います、もしその場合、大きく仮に検出されたという場合に対応策を、幾つかのレベルを想定していただきたいというふうに思います。

それが一つと、今回、対策の工法について水を、要するに雨水を浸透させないというのが大きな目的だと思われそうですので、この場合、非常に難しいと思うんですね。難しいというのは評価が難しい。要するにその工事をしたおかげでどのくらい水が少なくなったのかというのを評価する場合に、本当に地下水の浸透量というか、雨水の浸透量を減らすという場合には、ここは難しい調査かもしれませんけれども、水収支の調査というものはある程度必要なんではないかと。これは工事をするという工事期間中の問題ではなくて、工事の施工を終わった後で、その工事がどのくらい本当によかったのかというか、当初目指していた雨水浸透の防止機能を果た

しているのかというのがわかれば工事の意味もよく理解できるのではないかと。そういう意味で、例えば今現在の水収支、浸水だとかと言われていましたけれども、どれだけ雨が降ってどのように表面流出、あるいは蒸発、それから出ていっているのかという全体の水の動きというんでしょうか、それがある程度わかっている、ちょっと私も、工法については今回余り詳しく書いてありませんので、このモニタリング計画以外という観点で今申し上げておりますが、水収支の観点で何かの調査なりはやられているんでしょうかというのが質問です。

須藤議長 最後の方は質問ですね。その前の方は、いろいろな基準値があってそれに対してどう対応するのかという、それはいいですね。じゃ、今の水収支。特に地下水、浸透水になりますよね、先生がおっしゃっているのは。

細見委員 これは私自身も、ちょっとよろしいでしょうか、個人の紹介という意味で。

東京都の広域循環組合という、23区以外のごみを日の出町というところで埋立処分場を持ってやっているわけですが、あそこも雨水の浸透を防止するためにシートなりをつけているわけですが、その評価を毎年、水収支という形でとって、それがプラスの面というのを評価する、あるいは問題は何かというような点を評価していますので、できれば、これ100%全部カットできないんですね。言っている意味は、雨水が100あると地下の浸透へ全くゼロというわけにはいかなくて、抑制ということですので、それを何%ぐらい意図しているのかというのは、目標にある程度しておいてもいいのかなというふうに思いました。

須藤議長 ありがとうございます。

事務局、今の問題については、これからモニタリングやる中で、あるいは工事やる中で生かしていただくので、何かご返事というか、お答えありますか。

事務局（加茂室長） お話の中で、工事後のモニタリングということもございましたので、ただいまのお話も参考にしながら、次回の会議のときに工事後のモニタリング計画についてお諮りをさせていただきたいというふうに考えております。

須藤議長 田村委員にまいりましょう。あと、もしあれば、続いて井上委員、風間委員とお話しさせていただきたいと思います。じゃ田村委員からどうぞ。

田村委員 今の細見先生のご質問に関係したのですけれども、前の前の委員会、いろいろな委員会ができていますので、私もなんですが、で、私どもで大まかに見積もりをしたことがございます、水収支につきまして。粗いものですが、降水量の測定結果がございますから、それと処分場の面積を掛けますと、大体12万1,000立米が雨として地面に降ってくる。それから、これも粗っぽいものですが、ソーンスウェイトの方法で年間の蒸発散を推算しますと5万

7,000立方メートルというのが出てきます。それに周辺からの流入、上流の沢で表流水の測定をいたしまして、それから排水水につきましたは、県がある短い時期ですけれども推測した値を外挿いたしまして推測したものがございます。

そういうものに基づいてどう評価したらよいかということを議論するには、覆土の透水係数とか、そういうものがないと何も評価できないわけなんです、今回の覆土の設計に当たって、先ほどの話しにありましたように表面を表流水がうまく流れるように整形しなければいけませんから、厚さは大変ばらつきが出てきて難しいことにはなると思うんですが、ある精度で仕方ないと思いますけれども、そういうところで今の細見先生のご質問に答えられるような雨水が何%カットできそうかというようなことについての数字があるともう少し説得力が出てくるんじゃないかという気がいたします。それには厚さの分布が大体わからないといけません。それには先ほどもおっしゃたように実施設計と申しましょか、それが出てきて、その図面と現行の地形図とを比較して、それから現在の盛土の厚さ、これも大変ばらつきがありますが、大体わかっているとおりということがないといけないんですが、その辺のデータは例えば次回等に整理・提出いただけるでしょうか。

須藤議長 今のご質問あったので、どうぞ答えてください。

事務局（加茂室長） 大変難しい資料になるかと思いますが、今、田村先生おっしゃたように前の調査がございまして、あるいは今回の実施設計というものも進みますので、いろいろ田村先生初め皆様のご指導をいただきながら次回の会議に出せる範囲で出したいと思います。

須藤議長 ぜひお願いいたします。

それでは井上委員どうぞ。今の特にモニタリング計画の件について。その次に風間委員お願いいたします。

井上委員 水質のモニタリングのところ、環境項目のところの懸念のところ、濁水の流出、このようなことで防ぐということなんです、先ほどの佐藤委員のお話でもかなり大雨のときに周辺で冠水ですとか、この間、私も見学させていただいたときかなり水がたまりやすいような土地であるというところで、サンプリング、安定時に4回とるのはいいと思うんですけれども、少し大雨が降って濁水が若干流出するとか出るような時期にどうなのかというのは、項目は減らしていいと思うんですけれども、ちょっとそういうのを見ておいた方が、もしかすると濁水のところに何か異常なものが出てこないとか、その辺のところを少し検討された方がよろしいのではないかなというのが1点です。

もう1点は、これも分析項目で、確かにこういった基準項目をかなり網羅されていると思う

んですけれども、その一方で、こういう基準ではわからないんだけど、その水がいろいろなものの複合効果でもしかすると悪い影響があるかどうか、その辺のチェックをかける方法、これは完全なものはないと思うんですけれども、例えば今いろいろな毒性試験ってございますよね。そういったものを若干取り入れて、単に基準項目プラスアルファの安心というか、より安全であるだろうということ、もしかするとそれで異常が出るかもしれませんが、そういったところを評価できるようなデータもあわせてとっておくと。それはとった水質に対してはその項目を追加するというようなことでありますけれども、そういったものを入れておいた方がよろしいかなというふうに思います。具体的な名前、今はっきり言えないので、申しわけない。

須藤議長 特に雨天時というか、洪水時というか、それはつけ加えた方がいいかもしれませんね。項目を削ってもね。それはモニタリングの定常時の以外にね。それだけはつけ加えておいてください。それから項目ももう一回チェックして、今先生おっしゃったものがあればということですね。

では、どうぞ、風間委員、お願いします。

風間委員 風間と申します。今回から初めてこの竹の内産廃関係の審議会に参加させていただきます。

私自身としては、県の環境審議会の方の委員として、主に地盤沈下関係の専門委員としてここ数年参加させていただきました。ここでは特に、地盤工学を大学で専門としておりますので、覆土あるいは土工関係のことで専門的な話から知見を述べてほしいということで審議会に呼ばれたと解釈しております。

それで、きょうお話を伺って幾つか気になるところがございます。実は先般、現場を拝見いたしましたとき、先ほど事務局からも指摘されましたが、凹凸が非常にありまして、雨水があるところはたまったり、あるところは滞留したりというようなところが今の状況ですと非常に見受けられます。それで、最終的に雨水の浸透対策ということで、それが効率的にうまくいくかどうかというのは、最終形をどういう形にするかということが非常に問題でして、それでいくと、簡単に申しますと廃棄物のところを真ん中を小山にして、回りに水が行って、回りでとるようにするのか、あるいは斜面を一方方向に流すような形で最終形を考えてやるのかというようなことも、最初の考える段階で非常に重要になるかなと思います。

それから、そういう最終的な形を考えると、大方針として、先ほど田村先生もご指摘になったんですけど、現在の地形の中でどのくらいを盛っていて、どのくらいを掘ると廃棄物層

に突き当たるのかということをはきちと把握していないと、それを掘削したり、域内でいろいろ土を動かすわけですから、土工の実際に工事する方、あるいは住民の方もそれを簡単にばらばらに無計画にやられてしまうととても後々問題が出てくると思いますので、とにかく現況をきちんと調査するというのと、最終形をにらんで土工計画を立てて、その土工計画の中で一番覆土が薄くなるような土工の時期なんかが一番危ないわけで、そういうときにモニタリングなんかも集中的に工事のときは注意するということが必要かと思います。

それから、大方針として、土工で切ったり盛ったりするということに、廃棄物層までさわるのかさわらないのかという辺が、ちょっと私これを見ただけでは方針がわからなかったんですけども。つまり廃棄物層が1カ所だけちょっと高いところがあったとするならば、その高い部分を取ってしまえば、ある程度、全体に低く形としてできるわけで、大方針として廃棄物層をどのくらいさわるのかいじるのかという辺を、全くさわらないのか盛土だけをいじるのかという辺を少し方針として持っておいた方がいいんじゃないかというふうに思います。

須藤議長 どうもありがとうございます。

今、切土、盛土の辺のところを注意いただいて、廃棄物層のところに触れるのかどうかというようなことで、それは大方針で当然なんですけれども、そのことは返答してください。

事務局（加茂室長） 方針といたしましては、廃棄物を基本的には掘削しないというふうに考えております。ただ、実施設計が進む中で、部分的にどうなるかというところは今明確にはお答えできませんが、方針といたしましてはそういう考えでございます。

須藤議長 大方針は触れないことですね。ありがとうございます。

一応一当たりご意見を伺いましたが……、ごめんなさい、もう一人、すみません、お願いいたします。

澤野委員 村田町の町民生活部門を担当しております澤野でございます。こういった審議会は初めてなものですから、よろしくお願いいたします。

実は、私自身は今年の4月からこの部門を担当しているわけでございまして、昨年、県の方からお示しいただきました今回の支障除去対策につきましても、町の方としまして再生検討委員会を設置いたしまして、いろいろな形から検討させていただき、とにかく処分場が現時点でガスもまだ出ている。それから冠水、先ほど佐藤委員の方からもありましたように、少々の雨でも通れなくなってしまうと、日常生活に非常に支障をきたしていると、こういった状況でございます。したがって、今回の対策、確かにまだまだ不安な面というのはありますけれども、とにかくこういった支障のある部門についてまずスタートし、その後、その状況を見なが

ら対応していただきましょうということもございます。

そこで、今回のこの処分場ですけれども、委員の皆さんも既に現地の方をごらんいただいているということもございますからおわかりだと思いますけれども、一般的な山間、いわゆる山の中にある処分場とは違いまして、付近に中学校、小学校、それから幼稚園もある。あるいはすぐそばに住民が生活をしているわけですね。もともと処分場というよりも田んぼを乾田化する、そういった対策としてこの処分場、現在になっているということもありまして、当初はどれもがこういったことというのは想定していなかったわけでございます。そういった意味におきましては、今回の対策、しっかりとしたモニタリングに基づいて、現在の住民の安全・安心というもの、日常生活におけるそういったものをしっかりと確保していただきたいなというお願いでございます。

そこで、今回モニタリングですから、具体的な工事に伴うものについてはないんですけれども、前にもお伺いしたんですが、これは担当課の方にですが、振動なり騒音対策、工事実施に当たったの対策。それから発生ガス。先ほども先生の中らご意見があったんですけれども、基本的には廃棄物層を掘削しないということについてはただいま室長さんの方から説明を受けたわけでございますけれども、しっかりと整形する上で、現在の覆土層が把握されているのか。それを整形するとき、ガスそのものについて周辺の方々に影響のないように、これは対策としてできるのかといったような不安を実は持っております。そういった点について、現時点での考え方で結構でございますからお聞かせいただければなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

須藤議長 わかりました。最後の部分だけ、どうぞ室長、お願いたします。

事務局（加茂室長） 最初に、騒音の件について。

須藤議長 その心配はありますよね、当然。

事務局（加茂室長） 騒音・振動につきましては、基本的には低騒音型の機械を使うということと、工事期間を例えば夜間とか休日はしないという形で、著しい生活環境影響というのは生じないというふうに理解をしておりますので、工事中の騒音・振動についてのモニタリングは現時点では考えておりません。

それからもう一つ、覆土の状態を把握しているのかということでもございましたが、15メートルメッシュで調査をしまして、それでおおむねの覆土の範囲というのは把握しておりますので、あとは実際の工事の面ではいろいろ気をつけながらやるというような対策になるかと考えております。

須藤議長 澤野委員、そういうことでよろしいですか。町のご意見も十分伺って、ぜひ十分連携してやっていただきたいと思います。

澤野委員 よろしく申し上げます。

須藤議長 はい、どうぞ。

佐藤委員 すみません。最後になると思いますけれども、水収支のところでは田村委員の説明の中に、あげ足を取ります、「粗っぽい調査」「粗っぽい調査」と2回おっしゃいました。それから「大ざっぱな」というのも1回言われた。水収支に関しては、田村委員が県の方に報告書出しておられますけれども、それがPRBの大もとになったということですが、我々の仲間内というか範囲内では、水収支はいいかげんだよなというふうな話になっております。評価できないということでございますので、粗っぽくない、大ざっぱでない水収支調査をもう一回していただきたいと思います。

それから、委員長が「現場に行ってきました」というふうなお話をされました。ほかの委員も行ってこられた。だけれども、現場を案内するのが廃棄物対策課では、全然意味がありません。マスコミを連れて現場を見るにしても、いいところだけ見せたことがあるわけですよ、実際には。そのようなことが普通に行われていますので、現場の案内は守る会がいたします。もう一度、先生たち全員おいでください。

それを一歩進めれば、本当は委員長さん、お伺いしたいのですが、住民と委員会との意見交換会というのを、ぜひこれは何としてもやっていただければということが一つございます。その上で方策を練っていただきたいというふうに思っております。それがないと、「やっぱり先生たちも生活環境部の回し者だったんだよな」というふうなことになりますので、ぜひそれだけはお願いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

須藤議長 かしこまりました。今のお話、佐藤委員のお願いとして承っておきますが、今の水収支のことで議論し出すと、もう時間が来ちゃっているから、よろしいですね。田村先生からもご反論があるかもしれませんが、とりあえずはこの辺にとどめてさせていただきます。

ということで、この審議事項についてはこれで終了いたしますが、第1の議題、議題じゃなかったですね。本来でしたら仮議長でやらなければいけない部分があったわけですが、私が最後にこれをまとめますということで、副委員長の件でございますが、それぞれの委員の先生方、いろいろ意見をおっしゃっていただいているので、背景やらお仕事の内容やらだんだんわかっていただいたと思うんですが、最初に6対3だったですかね、そういうことで挙手をいただい

ているんですけど、意見が変わったというのは変ですけども、その意思表示でよろしゅうございますか。さらに違う意見だということになれば、という確認をしてよろしいですかね。意思表示については6対3ということでもよろしいですか。

ということになると、先ほど私が別に県から依頼されたわけではなくて、議論ですから多数決に従って6票を細見委員が……、意見があるんですね、どうぞ。

風間委員 別に多数決ということではなくて、副委員長の人選によって結果が変わるようなものではないというふうに私は理解しています。皆さんそういうふうに理解すると思いますので、私はあえて言わせていただきますと、どちらの先生が副委員長をやられても同じ結果になるような審議をしていただければ、それでいいんじゃないかと思います。

須藤議長 この委員会が、例えば委員長は同じなんですけれども、私がやろうが細見委員がやろうが、例えば風間委員がやろうが、同じですよ、結果はね。と私も信じていますので、ただ、迅速に議事が展開できるかどうかだけが違うだけで、結論は変わらないですよ。要するに、そんなに自分が意見を言って、こうしろと言っているわけではありませんので。

ということで、多数決というのは言葉が悪いんですけども、最初にこういう方針で決めたのをまたここで変えましょうというのもあれなんです、風間委員はどちらでもいいとおっしゃっているんで、私もどちらでもいいんですが、やはり決めないといけませんので、これは運営規則に委員長1名、副委員長1名と書いてありますので、決めないといけないんで、細見委員に決めたいということですが、よろしゅうございますか。

佐藤委員 2人はだめなんですか、副委員長。

須藤議長 あれ、1名って書いてなかった。副委員長、どうですか。2名でもいいんですけどね。そうしましょうか。（「そうしましょう」の声あり）ちょっと文章、もう一回見てくれる。何ページだっけ。

事務局（加茂室長） すみません。ちょっとお待ちください。

須藤議長 これに書いてあるのね。今、私はね、そう考えていたんですけども。

事務局（加茂室長） 条例上、1名でなければならないという規定はございません。一般的には1名でございますが、だめだという規定ではございません。

須藤議長 私も先ほどからそう思っていたんで、両方ともそれぞれのご専門家……。はい、どうぞ。

事務局（加茂室長） 仮に2名ということであれば、できればその順位と申しますか、委員長が欠席されたときにどちらの方が委員長代理になるかという問題がございますので、そういう

ことでございます。

須藤議長 副委員長2名というのは、ほかでも私はありますのでね。しかし3回か4回のあれですから、病気になる予定はないんだけど、新幹線がおくれるとかそういうことでいろいろご迷惑かけたこともございますので、藤巻先生、幸いに地元いらっしゃるし、細見先生は東京からいらっしゃるから、そういう意味でも2名にしましょう。

ということで、これが一番結果を左右しないという、委員長もそうなんですけれども、ここに人数書いていないので、それでは副委員長の第1順位を細見先生、続いて藤巻先生ということで、2名置かせていただくということで決めさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

それでは、その他のことですが、一応大変ご熱心なご議論をいただいたので、議事についてはこれで終了させていただきますが、あとは事務局に連絡事項をお譲りいたします。

司会 長時間にわたりましてありがとうございました。

次回の委員会の日程でございます。現在、皆様方と調整させていただいておりますが、10月中旬を予定しております。8月中に日程の方をお知らせできるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

7 閉 会

司会 以上をもちまして、第1回評価委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

須藤議長 どうもお疲れさまでございました。

ご協力ありがとうございました。